

内部統制システムの整備・運用に関する基本方針

当社は、ENEOSグループの一員として、「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」を踏まえ、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営の重要性を認識し、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。
また、内部統制システムの整備・運用状況を定期的に確認することとし、不備があった場合はこれに適切に対応し、更に、必要に応じてこの基本方針を見直し、もって、内部統制の実効性の確保および不断の改善に努めるものとする。

・ENEOSグループ理念

【使命】

地球の力を、社会の力に、そして人々の暮らしの力に。
エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、
社会の発展と活力ある未来づくりに貢献します。

【大切にしたい価値観】

社会の一員として：高い倫理観、安全・環境・健康
人々の暮らしを支える存在として：お客様本位
活力ある未来の実現にむけて：挑戦、向上心

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を適切に整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。
また、「コンプライアンス規程」その他の規程類に基づく各コンプライアンス活動を体系的かつ計画的に実行し、法令違反行為等の発生防止のために適切な措置を講じる。

(2) 経営会議構成メンバー、ならびにコンプライアンス、社会貢献、環境、および当社グループ会社管理のそれぞれの業務を所掌する部の部長、管掌役員で構成される「ENEOSグローブESG推進会議」を設置する。
なお、「ENEOSグローブESG推進会議」の具体的な活動内容は別途定める。

(3) コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、社長をはじめとする全取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(4) 法令違反行為の早期発見および早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類に明記するなど、必要な体制を適切に整備・運用する。

(5) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

(6) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」および「取締役会付議基準」の定めに従い、取締役会を原則として毎月1回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。

(7) 内部監査を担う担当部署を設置し、各部門から独立した監査を実施する。

(8) 反社会的勢力との関係を遮断し、企業活動における反社会的勢力の介入を防止するため、「反社会的勢力対応ガイドライン」その他の規程類を適切に整備・運用する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。

2. 取締役および使用人(従業員)の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 職務の執行は原則として文書によることとし、各職制の決裁書類その他の文書の作成・管理等を適切に行うため、「文書規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
(2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成する。
(3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うとともに、外部からの脅威に対してITシステムを保護するため、「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護要領」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、社内研修などの機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
(4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出のうえ、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務・会計・税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。
(2) 経済・金融情勢の激変、原油その他資源価格および為替の大幅な変動、大地震の発生、気候変動等、事業活動に影響を及ぼす各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するため、「デリバティブ取引等実施・管理規程」、および「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
(3) 各部長およびグループマネージャーは、「権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、その範囲内で、事業の遂行に伴う損失の危険(「リスク」)を管理する。
(4) 各部門において、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するための内部統制を推進することとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。
(5) 事業において、安全確保、環境保全および健康の確保を図るとともに、人権尊重、人材育成等の施策に取り組むこととし、このために「事故トラブル基本対応要領」「環境マネジメントマニュアル」「安全衛生要領」およびその他規程類を適切に整備・運用する。
(6) 経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するため、「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

4. 取締役および使用人(従業員)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役の経営者としての職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
(2) 取締役の経営者としての職務執行がより効率的に行われるべく、その業務の執行にあたり、複数の執行役員を置く。執行役員は、取締役会により選任され、「執行役員規則」に定められた職務を執行する。
(3) 「組織規程」および「権限規程」において機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
(4) 取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。また、社長決裁に当たっては、その協議機関として経営会議を設置し、経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行なう。
(5) 当社の定める長期ビジョンに沿って、中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度・目標管理制度などの経営管理制度を整備・運用する。
(6) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制強化等の観点から、最適なITシステムを構築し、運用する。

5. 親会社および子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」については、ENEOSグループ共通の理念・行動基準として、当社および当社の子会社において、その浸透・徹底を図る。
(2) 当社は、次のとおり、当社のグループ会社に対し適切な管理を行う。 (1) 個々の当社のグループ会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持する。 (2) 出資者としての法的または契約上の権利を行使し、当社のグループ会社の経営者が適切な水準の社内規則・規程等を整備・運用するよう求める。同様に、事業報告・財務報告・監査報告などの当社のグループ会社の重要事項についての報告を求め、また、役員を選解任・剰余金の配当などの決議事項につき、出資者として適切な意思表示を当社のグループ会社の経営者に対して行う。
(3) 当社および当社のグループ会社は、親会社である ENEOS株式会社の業務監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、コンプライアンスおよび効率性の課題を把握し、改善を図る。
(4) 当社のグループ会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会および経営会議に付議すべき案件については、当社の「取締役会規則」および「グループ会社管理規程」の定めに従い、適切に取り扱う。また、当社および当社のグループ会社の業務執行案件のうち、株主各社の取締役会・経営会議に付議すべき案件については、その規程類の定めに従い、適切に取り扱う。
(5) 当社および当社のグループ会社は、ENEOSグループの内部統制に関する制度(コンプライアンスに関する制度、財務報告の信頼性の確保に関する制度およびITによる内部統制に関する制度を含む)について、当社および当社の子会社の各事業特性を勘案しつつ、当社および当社の子会社を包含したものとしてこれを適切に整備・運用する。
(6) 当社の「取締役会規則」および「グループ会社管理規程」の定めに従い、当社のグループ会社の内部統制システムの整備・運用状況を確認するとともに、当社のグループ会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<p>(1) 監査役が定めた「監査役監査基準」および「監査計画」を尊重し、監査役が監査を円滑に遂行できるよう、監査環境の整備に協力する。</p>
<p>(2) 監査役が、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査役が求める事項について、当社および当社のグループ会社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。</p>
<p>(3) 当社および当社グループ会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、ただちに監査役に当該事実等を報告するため、「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、当社グループ会社の監査役が、監査結果等、監査役が求める事項について報告するための体制を整備・運用する。</p>
<p>(4) 監査役への報告、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記することなど、必要な体制を整備・運用する。</p>
<p>(5) 代表取締役その他の経営陣が監査役と定期的に会合をもち、経営課題等に関して意見交換を行う。</p>
<p>(6) 内部監査を担う担当部署が監査役と緊密な連携を保つよう努める。</p>
<p>(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、その職務の内容に応じて適切な従業員を選定のうえ、補助させる。また、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、監査役との事前の協議を経て、これを決定する。</p>
<p>(8) 監査役の職務の執行にかかる費用または債務については、監査役からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。</p>

以上